

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【公表番号】特表2016-534212(P2016-534212A)

【公表日】平成28年11月4日(2016.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-062

【出願番号】特願2016-541937(P2016-541937)

【国際特許分類】

C 09 D 201/00 (2006.01)

C 09 D 7/12 (2006.01)

C 09 C 3/06 (2006.01)

【F I】

C 09 D 201/00

C 09 D 7/12

C 09 C 3/06

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月20日(2017.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複合顔料を含む塗料調製物であって、前記複合顔料は、金属酸化物／シリカ、金属酸化物／シリケート、および金属酸化物／金属酸化物よりなる群から選択され、ここで、前記金属酸化物の粒子サイズが5nm～100nmの範囲であり、前記複合顔料の重量%量が、前記調製物の合計重量に対して1重量%～5重量%の範囲である塗料調製物。

【請求項2】

前記金属酸化物が、酸化亜鉛、酸化アルミニウム、酸化アンチモン、酸化バリウム、酸化マグネシウムおよび酸化ジルコニウムよりなる群から選択される、請求項1に記載の塗料調製物。

【請求項3】

塗料調製物を調製する方法であって、有効量の、金属酸化物／シリカ、金属酸化物／シリケート、および金属酸化物／金属酸化物よりなる群から選択される複合顔料を前記調製物に含有させる工程を含み、前記金属酸化物の粒子サイズが5nm～100nmの範囲であり、前記複合顔料の重量%量が、前記調製物の合計重量に対して1重量%～5重量%の範囲である方法。

【請求項4】

第一の成分としての金属酸化物、およびシリカ、シリケートおよび金属酸化物よりなる群から選択される第二の成分を含み、前記複合顔料が中空コア・シェル構造であり、さらに、前記複合顔料が均質な形態または非均質な形態のいずれかである複合顔料。

【請求項5】

第一の成分としての前記金属酸化物が前記第二の成分によって少なくとも部分的に被覆される、請求項4に記載の複合顔料。

【請求項6】

前記中空コア・シェル構造が、第一および第二の成分の交互層のシェルからなる、請求項4または5に記載の複合顔料。

【請求項 7】

複合顔料がコアーシェル構造を有する、請求項 1 または 2 に記載の塗料調製物。

【請求項 8】

前記コアーシェル構造が中空コアである、請求項 7 に記載の塗料調製物。

【請求項 9】

複合顔料がコアーシェル構造を有する、請求項 3 に記載の方法。

【請求項 10】

前記コアーシェル構造が中空コアである、請求項 9 に記載の方法。